

都城市告示第 307 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務取扱者を指定し、公金の徴収事務を委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項及び都城市財務規則第 294 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

都城市長 池 田 宜 永



記

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称
住所 東京都中央区日本橋三丁目 9－1 日本橋スクエア 1 2 階
名称 弁護士夫人ライズ総合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者に委託した歳入
都城市が有する債権のうち都城市債権回収等業務委託契約において委託した債権
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 8 年 1 0 月 1 日
- 4 公金の徴収事務を委託した期間
令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日